

第1回京都府人権教育・啓発施策推進懇話会

日 時 平成17年8月10日(水) 午後1時30分～3時50分

会 場 京都府公館レセプションホール

会議内容

1 開会

事務局 委員の先生方お揃いでございますので、ただいまから京都府人権教育・啓発施策推進懇話会を開催させていただきます。委員の先生方には大変お忙しいなかをご出席いただきまして誠にありがとうございます。なお、本日の懇話会につきましては、京都府が定めます審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして公開とさせていただきますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。また本日の資料、議事録につきましても、後日京都府のホームページにおきまして公開いたしますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは早速でございますが本懇話会委員の皆様方をご紹介させていただきますとともに、京都府麻生副知事より委嘱状を交付させていただきたいと存じます。委員の皆様にはお座りいただいております座席の順番に委嘱状を交付させていただきますので、その場にご起立くださいますようお願い申し上げます。それでは麻生副知事、お願いいたします。

(委員紹介と各委員へ委嘱状交付)

2 あいさつ

事務局 それでは開会にあたりまして、麻生副知事よりご挨拶を申し上げます。

麻生副知事 委員にご就任いただきました皆様方には本当にお暑いなかを、また公私ともお忙しいなかを京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の委員をお引き受けいただきまして、またご出席をいただきましてありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

21世紀は人権の世紀といわれているわけですが、これまで多くの努力が実を結び、すべての人の人権が尊重される時代にしたいという思いは共通であると思っているわけですが、現実の社会を見ますと世界各地でテロが起こったり、地域紛争が起きたり、また国内でも深刻な幼児虐待、DVの問題、あるいは同和地区出身者、障害のある方、外国人に対する差別などいろいろな人権侵害がまだ発生をしているのがうかがえます。このような事態に対処するためには私たちが今一度、命の尊さ、あるいは人間の尊厳を基本として安心して生活を送れるよう、自己の能力を最大限発揮できる社会を目指してそういう社会のあり方を見つめ直すことが大変重要になっていると考えている次第でございます。このような考え方を京都府では「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」、これを京都府政推進の基本に置きまして、とくに人権教育・啓発の推進とさまざまな人権問題に配慮した施策を推進しているところでございます。

とりわけこの人権・教育啓発につきましては、本年1月に「新京都府人権教育・啓発推進計画」をスタートいたしまして、積極的に事業を推進してまいりたいと考えている次第でございます。人権教育・啓発は、1人でも多くの府民の方が人権問題をやはり自分に関わりのある事柄として具体的に理解をし

ていただき、解決に向けてそれぞれの方が積極的に行動していただく。こういう意識をもつことが非常に大切だろうと思っているわけでございます。そのような視点に立ちまして、今、人権教育・啓発を進めているところでございます。

このなかで施策を進めるためには、やはり実施する施策、事業がこうしたものの実現に役に立っているのかということにつきまして、やはり日々さまざまな角度から点検、評価をしながら進めていくことが大事だろうと思っております。この懇話会ではこうした考え方に基きまして、京都府が実施いたします人権教育・啓発のさまざまな施策につきまして、委員の皆様には府民の代表として、府民の目線からご意見、ご提案をいただきまして議論を深めていただき、そのことによりましてさらに内容を充実させて、さらに効果的な展開を図っていく。このような目的でこの委員会を設置させていただいた次第でございます。

どうか各委員の皆様方にはそれぞれの分野でご活躍でございますので、忌憚のないご意見をいただきますことを心からご期待いたしまして、よろしくご意見申し上げたいと思っております。大変お忙しい時間を割いていただくことになり大変恐縮でございますけれども、京都府ではまた山田知事が「人・間中心」というテーマで京都づくりに全力をかけて頑張っております。何よりも一人ひとりの人権が尊重されるのが、この「人・間中心」の大きな意味になりますので、その礎ともなります新しい計画の効果的な推進に向けまして、どうか先生方の格別のお力添えをいただきますことを重ねてお願いいたしまして、簡単でございますけれども第1回懇話会の開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。申し訳ございませんが麻生副知事は次の公務のために退席をさせていただきます。

麻生副知事 どうぞよろしくお願い申し上げます。

(麻生副知事退席)

3 座長の選出等

事務局 京都府各部署の出席者につきましては、お配りさせていただいております出席者名簿のとおりでございますのでご覧おきをいただきたいと思います。

次にお手元の資料の確認をさせていただきます。まず上から順に、本日の会議次第でございます。それから配席図、委員名簿、当懇話会の設置要綱でございます。そして関係部署出席者名簿でございます。それから府の人権教育・啓発政策の体系図が付いております。また説明資料といたしまして、資料1「新京都府総合計画(抜粋)」、資料2「新京都府人権教育・啓発推進計画」、資料3「新京都府人権教育・啓発推進計画平成17年度実施方針」、資料4「平成16年度人権教育・啓発事業実施状況」、資料5「平成16年度人権教育・啓発事業実施状況(総括)」、資料6「平成17年度人権教育・啓発事業実施計画」でございます。それから教育委員会の資料を配付させていただいております。以上でございます。

それでは続きまして、本懇話会の座長の選出をお願いしたいと存じます。本懇話会の設置要綱におきまして、「座長は委員の互選によりこれを定め、会務を総理する」と定めております。委員の皆様方には本日初めてお集まりいただいたわけでございますが、どなた様かご推薦がいただけましたらありがたいと存じます。

委員 事務局のほうで案がありましたらお願いします。

事務局 事務局のほうでということですが、この計画の策定に関わりまして安藤先生にご参加いただいたわけでございます。安藤委員にお願いしたいと考えますがいかがでございますか。

(異議なしの声)

事務局 異議なしのお声をいただきましたので、安藤委員に座長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。安藤委員、座長席へお座りいただきますようお願いいたします。

事務局 続きまして副座長の選任をお願いしたいと存じます。副座長は座長に指名していただくこととなっておりますので、座長に副座長のご指名をお願いしたいと存じます。

座長 それでは私からということでございますので、伊藤委員さんをお願いしたいと思います。

事務局 それではただいまの座長からのご指名によりまして伊藤委員に副座長をお引き受けいただきたいと存じます。それでは安藤座長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

座長 委員の先生方には初めての方も多いと思いますけれども、先ほど座長に選任されました同志社大学の安藤でございます。たまたま京都府、京都市、商工会議所等のご支援を受けております財団法人世界人権問題研究センターの所長もしておりますので、こういう会の委員を仰せつかったのではないかと考えております。私は法学部で国際法を、国と国の関係を武力やお金の力などによらずに共通のルールでなんとか説明できないかという非常にしんどい学問をしております。そういう関係で外務省から世界人権宣言を条約化した国際人権規約の委員に立候補しろということで、派手なことは向かない性格なのでお断りしたのですけれども、日本も多少は腰を入れて国際的な問題に役に立つべきだろうということでお引き受けしまして、実は来年で20年になります。ですから世界の国のいろいろな事情について多少は勉強してきたつもりですけれども、足元の京都についてどれだけわかっているかといわれるとあまり自信はございません。

そういうことで委員の先生方にいろいろな側面からいろいろお教えいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

4 人権教育・啓発施策の概要説明

座長 お手元の次第に沿いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。先ほども山ほど資料のご紹介がありました。これは私としては、なるべく事前に委員の先生方に読んでいただけるようお手元に届けてほしいとお願いしていたのですけれども、まずその説明を府のほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 資料の1~6に基づきまして、ご説明させていただきます。資料の順番に説明を簡単にさせていただきますと、資料1が京都府の計画の総元締め、マスタープランということで「新京都府総合計画」というものがございます。平成13年からスタートしている計画でございます。このなかに人権に関わる

ものとして、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」ということを基本計画のなかに位置づけまして、人権意識を高めるための人権教育・啓発の推進と、人権の視点に配慮した施策の推進ということを決めているところでございます。その基本となることを抜粋として紹介させていただいております。

これを人権教育・啓発の推進の面で具体化させた基本指針として、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を資料2として用意させていただいております。それと併せまして、お手元に「新京都府人権教育・啓発推進計画 概要版」というものをお配りさせていただいております。その裏側に全体のイメージ図を載せております。これで「新京都府人権教育・啓発推進計画」の全体をおわかりいただけるものになっております。これをご覧いただきたいと思っております。

「新京都府人権教育・啓発推進計画」は前身で「人権教育のための国連10年京都府行動計画」というものをつくり、この計画を推進するにあたりまして基本的な取組の柱といたしまして「あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」、それから「人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進」の二つを柱にいたしまして、その下に「計画の推進」という形で、指導者の養成、人権教育・啓発資料等の整備、効果的な手法による人権教育・啓発の実施、国、市町村、民間等との連携、調査・研究成果の活用という五つの推進策を書いております。この二つの取組の柱を、五つの推進策を中心にして施策展開を図っていくというものになっております。

それと併せまして新しい計画においては、毎年度、年度ごとの取組の重点を定めた人権教育・啓発の実施方針をつくらうということにしております。また、実施方針に基づいて具体的に毎年度の事業を実施していくに際しての事業実施計画をつくっていく。さらに事業が終わりましたらその事業の状況がどういった形で行われたかということについて、事業実施状況として取りまとめる。この事業実施状況を取りまとめたもの、あるいはその事業実施計画について、懇話会の委員の皆様からご意見をいただく。そういう形で考えてございます。資料2については以上の説明とさせていただきます。

具体的な事業の説明に移らせていただきます。資料3、今申しました「平成17年度実施方針」というものをお配りしております。これは4ページものですが、16年度における人権をめぐる状況を踏まえたうえで2・3ページに「平成17年度実施方針」と書いてございますが、これは、「指導者の養成、資質の向上」という形で、「効果的な学習教材や啓発資料等の開発」、あるいは「研修」に取り組む。2番目の項では「市町村、NPO等との連携」。このように「身近な問題から人権について考えるために」「地域の問題として考えるために」「自分自身にできることを考えるために」という形で、先ほど申しました新しい計画での五つの推進策を少し抽象的な形で書いておりますけれども、とりあえずこういう形で実施方針をつくっております。今後、施策の推進にあたりまして年度ごとの重点的な取組方針としてつくってまいりたいと考えておりますので、この実施方針のあり方についてもご意見がいただければありがたいと思っております。

それから資料4でございます。これが分厚い資料で100ページ余りの資料になっております。これは16年度に人権教育・啓発施策として実施しました京都府のすべての事業につきまして、先ほど申しました「あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」、それから「人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進」、それと「人権問題に関する啓発の観点」「計画の推進策の観点」という四つの切り口のなかでそれぞれの事業実施状況を整理してまとめたものでございます。

構成としましては、例えば資料4の1ページに出ておりますように、その施策の目的、趣旨・概要、それから自己評価として施策の評価を書いております。この評価は統一的な評価基準を設定してそれに基づいて書いている形ではなく、それぞれの事業の実施局・担当課において当該施策について、現状

16年度の状況について自己評価としてどう評価しているかということを書いてございます。以下それぞれそういう形でつくっております。この施策評価をどのようにしていくかが施策の質を高めるにあたって非常に重要なところであると思っております、この評価の基準、視点について委員の皆様のご意見を承りたいと思っております。

それから資料4を総括的にまとめたものとして、資料5「平成16年度人権教育・啓発事業実施状況(総括)」というものをつくっております。A3の少し大きいサイズになっておりますが、この1ページをお開きください。この資料5を見ていただきまして、資料4を横に置いていただいて、主な事業を説明させていただきたいと思っております。

「あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」ということで、人権教育・啓発は人の生涯を通じた取組ということで「保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場」という五つのステージを捉えましてそれぞれに対応するように、それぞれ人の発達段階に応じて施策を実施していこうという考え方で従前から進めているところでございまして、新しい計画においてもそういう形で進めていくことになっております。

まず「保育所・幼稚園」ですが人間形成の基礎を培ういちばん大切な場であるということで、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づきまして他の四つとの関わりのなかで人権を大切にすることを育むことができるよう教育活動の推進に努めるという形で進めております。すべての職員に対する研修の充実を図ること、人権問題・人権教育に対する認識のもち方、指導力の向上を図ることに努めております。とくに保育所職員の研修、幼稚園教職員の研修という形で施策を進めているところでございます。資料4で申しますと1・2ページに書いてある研修事業を施策として実施しているものでございます。

また、子ども向けの事業としまして子どもが人のやさしさや命の大切さ、仲間の大切さというものを感じてもらえるように、市町村とともに「ひゅうまんシネマフェスタ」ということで毎年8月に映画会を開催しているところでございます。このイベントは資料4の103ページに書いてございます。また京都にはいろいろ大学もございまして、京都嵯峨芸術大学のご協力を得まして、学生さんの協力も得まして、幼稚園・保育所の子どもさんを対象にした人権ぬり絵を作成しております。人権ぬり絵については資料4の92ページに書いてございます。

次に「学校」でございまして。学校においては児童・生徒の発達段階に応じながら教育活動全体を通じまして人権意識を高め、一人ひとりを大切に教育の充実を図っております。家庭、地域社会との連携や学校図書館との連携を深めながら推進することが基本と位置づけて進めております。そういったところから一つには人権教育の研究校、あるいは研究地域を指定し、そこで得られた成果を府内全体の学校に普及させまして、学校間における取組内容の均衡を図るとともに、その地域、学校に先導的な取組を推進してもらうということで、一つには綾部市立豊里中学校での取組がございまして。これは資料4の6ページをお開きいただくと書いてございます。綾部市立豊里中学校では地域住民を招いて障害者理解や異文化理解のための人権学習、地域住民との交流活動など地域社会と結ぶ人権教育を推進しております。

また資料4の8ページをご覧いただくと夜久野町の取組が書いてございます。夜久野町を地域指定いたしまして保護者とともにハンセン病療養所との交流活動を進めていく、あるいは地域の人とのふれあい体験活動を進めるなど、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組が実施されており、6月には研究発表会を行ったところですがけれども多くの評価をいただいたところでございます。今後とも人権教育に関する指導方法等の充実が図られるよう、研究指定などを通じて成果の波及に努めていく考えでございます。また人権教育の指導資料や学習教材を作成して、それらを活用して児童・生徒の豊かな

人権環境を育み、あらゆる人権問題の解決に向けた態度や技能、能力の育成を図っていくという形で、人権学習の充実に努めるとともに、教職員の研修にも役立てているところでございます。とくに昨年度は資料4の9ページをご覧くださいと、京都府内を五つのブロックに分けて各教育局で地域の自主教材を掲載するなど、地域の実態に応じた人権学習が実施されるよう、より実践的な内容の人権学習事例集を作成したところでございます。

今後とも児童・生徒の発達段階に応じた資料作成を計画しまして、いっそう効果的な人権学習が進められるように努めてまいりたいと考えております。また、学校をはじめ広く府民参加型の事業としまして、ポスター・標語コンクールを実施しているところでございます。とくに学校のご協力を得て進めておりますが、この実施状況につきましては資料4の104・105ページにポスターコンクール、標語コンクールの状況について掲載させていただいております。

続きまして「地域社会」に関わる部分でございます。府民が生活している身近な地域においてさまざまな人権問題について理解と認識を深め、そういう人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するということにあたりましては、住民に身近な行政体としては市町村でございますので、市町村においては各市町村において公民館等の社会教育施設や隣保館というものをもっております。そこで社会教育の講座、交流活動にいろいろ取り組んでおります。そういった取組が推進されるように市町村の支援策を実施しているところでございます。とくに人権啓発推進室のほうでは、人権問題啓発補助金や国の委託事業を使いまして、市町村の財政支援をしております、その部分で補助を受けて取組にあっている市町村の事業の状況をまとめたものが資料5の11～13ページで、各市町村で分類分けをして16年度はこういう事業に取り組まれているということでございます。補助を受けた事業ということで、これ以外に市町村においてはそれぞれ単費でされている事業もあるかもしれないということでございます。

戻りまして市町村において各種講座等に活用できるように、先ほどの啓発補助事業を使ったもの以外に取り組まれているものとして、例えば資料4の13ページをご覧ください。人権教育推進事業としまして、参加型学習による学習活動を支援する指導資料として、「人権教育資料活用事例集」を補助教材として作成いたしますとともに、人権に関するビデオ等の視聴覚教材の整備に努めてきているところでございます。また青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むために、あらゆる人々のとの交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験型の活動を実施しております。例えば資料4の14ページに、みどりキャンプ・さわやかグリーンキャンプという事業が書いてございます。これは障害のある子どもと一緒に自然のなかで共同生活を行ったり、多様な体験学習を実施することによりまして、自然環境に対する豊かな感性や心のふれあいを高めながら支援の心を培うことをねらいとして実施している事業でございまして、充実した指導者や運営スタッフに支えられまして大きな成果をあげていると思っております。

また地域におけるボランティア活動の進行を図る事業として、資料4の15ページに書いてございますが、高校生が地域社会において福祉施設を訪問してさまざまな人々との心の交流を重ねることによって豊かな人間性を育む。そういう大きな意義をもつものでして、地域社会からも地域住民からも評価をいただいているところでございます。今後ともこうした多様な形での体験活動を、人権尊重の心を培う機会としてさらに充実させていきたいと考えているところでございます。

また地域社会では同和問題をはじめさまざまな人権問題が存在するというところで、そういった問題の解決に向けて具体的に活動している団体もたくさんいらっしゃいます。そこで府民一人ひとりが主体的に取り組んでいただけるように条件整備を図るという人権啓発の見地から、例えばKBSのラジオとテレビを使って1年間「京都人権情報」という番組をつくりまして、人権に関わるさまざまな情報や取組、

活動等を紹介し、『府民だより』や各種広報、媒体を利用して啓発に努めているところでございます。こういったところは資料4ですと57～59ページに取り組んでいる事業名を書いております。

また世界人権問題研究センターのご協力を得まして、毎年年末の人権週間の時期に人権に関わる身近な話題、タイムリーな話題を取りあげてわかりやすく文章にさせていただいて、人権口コミ情報というものを10日間連続で京都新聞に掲載しております。また年が明けて3月には人権口コミ講座という形で冊子にまとめて、現在すでに6冊目になっておりますがこういった事業を実施しております。これは57ページに書いております。それから人権問題に関わる読み物として、現状を体系的にまとめた冊子ということで、昨年は「21世紀を人権の世紀にするために」としてパンフレットを作成しました。これは60ページに書いてございます。

広く府民参加型の取組としては府内の町村会、あるいは商工会議所、社会福祉協議会等の12団体で京都人権啓発推進会議というものを20年前に組織して、以後協働して取組を実施しているところであります。この京都人権啓発推進会議と法務局と連携して、毎年12月の人権週間の時期に人権啓発フェスティバルを実施しているところでございます。これは資料4の110ページに書いてありますが、これにつきましていろいろな取組を重ねてまいりまして、一昨年から人権問題に取り組んでいるNPOとの協働した取組を実施しておりまして、年々取組を充実させるべくいろいろ考えながら取り組んでいるところでございます。地域的にも今までは京都市内だけで実施してきたところですが、昨年から府内を巡回して実施していこうということで、昨年度は山城地域の城陽市で開催したところでございます。参加も大幅に増え2,000人を超える状況になってきているところでございます。今年は11月20日に南丹地域の亀岡市でNPOの参加も増やして、多くの関係団体と協力を進めて取り組んでいこうとしているところでございます。

こうした民間との連携、NPOとの連携について取り組んでまいろうと思っておりますが、そのフェスティバルや京都人権情報で取りあげた関係する団体をまとめた部分が、資料5の14ページのところに連携状況としてNPOを中心とした連携状況について書いてございます。

それから「家庭」の部分でございます。家庭というのはすべての取組の出発点と考えられると思えますけれども、それを支援する事業といたしまして一つには不登校や子育て、躰などについて悩みや不満を抱く児童・生徒の皆さんや保護者を対象とした総合的な教育相談事業をいろいろな形で実施しております。電話相談、来所相談、巡回相談といろいろな形で実施して定期的、継続的な市民面接も実施して、課題の早期発見、早期対応ということで府民や教員の期待にも応えて進めてきたところであります。今後ともこうした相談事業、相談体制をさらに充実させることが必要だと考えて進めているところであります。

また家庭教育のあり方を見つめ直し、家庭教育に関する学習機会を提供するために、各部局で家庭教育フォーラムを実施しております。これは資料4の21・22ページに書いてございます。例えば子どもの視点から家庭のあり方を見つめ直すような企画や、命の大切さを訴えた中学生の作文発表などによりまして、人権について保護者が考える機会となるような企画も見られまして、充実したフォーラムを実施することができたと考えているところでございます。また児童虐待防止にかかる研修も実施しておりまして、研修の開催時期や内容をきめ細かく設定して、具体的な事業ごとに検討、相談、実技講習等も取り入れて実施しております。これは資料4の25～27ページに書いてございますが、児童虐待防止対策推進事業として実施しているところでございます。

また「企業・職場」につきましては、企業の社会的存在というものは非常に大きなもので地域や社会の構成員として人権尊重社会の実現に向けて大きな、重大な責任をもった存在だと考えております。そ

うした企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業の役職員を対象とした人権研修充実に努めるとともに、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置、あるいはその資質の向上を図るための支援に努めているところでございます。これは資料4の29～32ページにかけて書いてございます。具体的には業界団体を対象として行う人権研修が中心的な形になっておりますけれども、その研修内容は企業、事業所全般を対象にしたものと、業界団体で行うものと重層的に重なり合う形で研修参加の機会を設定させていただいているところでございます。また個人情報保護法が今年の4月から全面施行されたわけですけれども、事業所で個人情報の適正な取扱いが行われるようにそのような啓発にも努めているところです。労働条件についてきちんと認識してもらえるように、『労働ニュース』の発行などの取組も実施しているところでございます。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進施策については今申しあげましたような事業を中心に進めているところでございますが、さらに人権教育・啓発推進のもう一つの柱として「教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、マスメディア関係者」と七つの分類に分けまして、それぞれ研修等の推進を図っているところでございます。

「教職員・社会教育関係職員」については、先ほどの学校教育、社会教育を担っていく重要な役割である存在でございまして、教職員の研修については各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、京都府総合教育センターでの研修や大学の研修としては、資料4の36・37ページに書いてございます。昨年度も主任者研修、あるいは経験年数に応じた研修の積み上げということで職能別の研修を進めることによって体系的・計画的な研修を実施して、それぞれの人権教育に関する知識の向上に努めてきたところでございます。また京都教育大学への派遣研修も実施しているところでございますけれども、人権教育に関する専門的な知識を身につけた指導者を養成するという形で、その研修を受けた教員は京都府の人権教育推進の中核として指導的役割を果たしてもらえるものと期待しているところでございます。

また京都府内の社会教育関係職員、隣保館職員などを対象にした指導者養成研修会も実施しているところでございます。これは資料4の38・39ページに書いてございます。活用事例集を作成して、事例展開や参加型学習の手法、ワークショップ形式で実施して、そういった手法を使いながら実践的な指導者の育成に努めているところでございます。

次に「医療関係者」でございまして。医療は人権の根源ともいえる、あるいは健康にも直接関わるものということで医療に関する部分は非常に大切だと考えております。また患者が安心して適切な医療を受けることができるようにするというのも非常に重要でございまして。とくに医療に関する専門的技術もさることながら、患者の意思を尊重した患者本意の医療を提供することが今求められているところでございます。医師、歯科医師、薬剤師、看護師などに対する人権教育の推進を図るため、医療従事者を育成する学校、養成所、医療関係団体へ人権教育・啓発の充実に向けて指導、要請をさせていただいているところでございます。そういったことに努めるとともに患者や家族の苦情等に対応する窓口を設置しているところでございます。また具体的な施策としては医療従事者の研修ということで看護師、研修医に対する研修を実施しているところでございます。それは資料4の40ページに記載しております。

「保健福祉関係者」ですが、保健福祉関係職員は住民の身近なところで活動している職員でして、人から人へサービスを提供することが日常業務の基本で、とりわけ人権に対する深い理解と認識、あるいは配慮した対応がよりいっそう求められる職場でございまして。そういったところから人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体が行う人権研修もたくさんあるのですけれどもその充実に支援する形で取り組んでいるところでございます。資料4の41～46ページまでに事業を書いております。とりわけ地域住民との密接な関わりをもつ民生委員、児童委員さんや、生活保護関係職員、あるいは社会福祉

施設の職員に対して研修事業、人権意識の向上を図るための研修事業を実施しているところでございます。

「消防職員」ですが、消防職員についても命に関わる仕事でございます。社会秩序を保って公共福祉の増進に努めるということで、人権に関する正しい知識をもってもらい、その重要性を認識してもらうために府立消防学校の初任科教育、それから専科教育において人権に関する講義の充実を図っているところでございます。資料4の47ページ書いております。

「警察職員」ですが、警察職員は個人の生命、身体、財産を保護するという非常に重要な役割をもって仕事をしているわけですが、仕事の性質上、人権に関わることも非常に多いわけです。人権尊重意識をいっそう高めるといって、警察学校での教育課程等において人権尊重意識を高めるための教育の充実にも努めています。きめ細かな被害者対策の実施、あるいは青少年の健全育成に関する取組、それから具体的な障害のある人への対応として手話研修などを実施しております。資料4の47～49ページにその施策について書いています。

「公務員」ですが、私どもも入ってくるわけですが常に人権尊重の視点に立って職務を行うことが、これは「新京都府総合計画」にも一つの目標として掲げているところでございますが広く求められているところでございます。職員研修所を今年から職員研修・研究支援センターに名称、組織を改めておりますが職員研修所を中心に職務内容に応じた人権研修を推進しているところでございます。資料4の50～53ページに階層的に研修、あるいは特別研修がカリキュラムとして組み込まれているところでございます。また市町村の職員に関しても、指導者要請研修会なども開催して、市町村の参加も得てそういう勉強をしていただいて人権意識向上を図っていくための機会を提供しているところでございます。

とくに今申しあげました人権啓発指導者養成研修会については、さまざまな人権問題について総合的に学ぶことができますよう、同和問題や女性、子ども、高齢者など八つのテーマについてそれぞれの専門の研究者や実践家の講義を実施するという形で実施しております。その部分につきまして研修を受講された方に対してどのように指導者として活動してもらえるのか、自己研鑽を支援する仕組みを考えているところでございます。

それから「マスメディア関係者」についてですが、マスメディアについては府民の人権尊重意識を形成していくうえでの影響力と、誤った報道が起きた場合に人権侵害の危険性があるわけですが、そうした両面を保有しているため、関係者に対しましてこの活動を通じて積極的に府民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等をお願いしているところでございます。具体的には府政記者の異動等の時期を捉えて計画の趣旨を説明し、人権に配慮した取材・報道を要請しているところでございます。

こういった取組を進めているところでございますが、個別の観点でいろいろな取組が人権教育・啓発として人権一般の普遍的な理念をいかに浸透させていくか、その理念を体得していただけるように進めていくという観点で個別の人権問題の取組というものが行われているわけです。このことについても留意しながら、人権に配慮できるような観点から啓発を進めているところでございます。

最後に少しその概要をお話しいたしますと、「新京都府人権教育・啓発推進計画」では同和問題、女性、子どもなどの他に新たな課題として犯罪被害者、ホームレス、インターネットによる人権侵害、個人情報保護、性同一性障害という新たに出てきた人権問題への対応を中心に書いてございます。その部分を踏まえた施策の取組としては資料4の81～84ページに書いてございます。また特別の人権問題について、例えば同和問題についてはとくに住民との交流活動を通じて相互の信頼関係を進めていくことが重要であるということで、61ページに書いておりますような地域交流支援事業というものを中心に同和

問題の解決に向けて事業に取り組んでおります。

女性の人権問題については資料4の63～68ページまでに、女性の人権問題に対する取組として書いております。女性総合センターにおける相談カウンセリング、DVに対するグループカウンセリングも含めましてそういう取組を進めているところでございます。そして男女共同参画社会の創造と実現を目指しまして、「KY0のあけぼのフェスティバル」というチャレンジ支援の取組というものを中心とした事業を展開しているところでございます。

また子どもの人権問題に対する取組としては69～73ページまでのところに書いてございますが、少しお話ししましたが児童虐待に対する対応を中心に取組を進めている他、いろいろな取組、児童買春等の犯罪、いじめ、児童虐待などの被害者に対する支援活動のための電話や電子メールを活用した相談業務を実施しております。

それから高齢者に対する取組としては、資料4の72～75ページに高齢者情報相談センターにおける相談業務を中心とした対応を書いてございます。障害のある人に対する取組としては76・77ページに障害者週間の啓発活動等のイベント活動等を通じまして、理解と交流促進に向けた取組、交流の場づくりを推進しているところでございます。

外国人に対する取組としては資料4の78・79ページに外国人の人権問題について書いてございます。戦前から日本に住んでおられる在日韓国・朝鮮の人々等に対する問題、あるいは新しく日本に来られた方の問題等さまざまな問題があるわけですが、啓発事業といたしましては外国人も同じ京都府に暮らす府民として一人ひとりが異なる文化や考え方を理解して相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を促進して、多文化共生社会が実現するように各種広報媒体を通じて啓発に努めるとともに、財団法人京都府国際センターでの生活相談取組などの生活支援を推進しているところでございます。

それから患者等の人権問題としては90ページに取組を書いております。従来はエイズ、ハンセン病などの感染症の患者について、病気に対する偏見や差別等をなくすための正しい知識の啓発活動を中心に取組を進めてきたところですが、それも含めましてさらに広く患者の人権問題ということで広い視野で進めていこうと考えているところでございます。施策の内容はそういう形で16年度の施策を実施してまいったところでございます。

最後に併せて説明させていただきますと、17年度の事業としてはこの16年度に実施した事業を基本として17年度事業実施計画がつくられておりまして、その概要が示されたものが資料6でございます。長くなりましたけれども事務局のほうで用意させていただきました資料、およびその施策の概要を説明させていただきます。

5 人権教育・啓発施策についての各委員からの意見について

座長 人権というのは考え方によりますけれども私個人としては、すべての人間の生活のあらゆる側面に関わるという色合いをもつものとして考えておりますので、極端に言えば行政というものでは最終的には府民一人ひとりの人権の実現につながってくるわけです。ですから人権教育・啓発、とくに担当されている部局からご説明をうかがいましたが、いろいろなところに広がっているわけです。そういう意味では難しいことなのではございますけれども、単に単発の事業で終わってしまうのではなく、そこでのいろいろな問題が府の行政各分野に浸透していくようにということで、この懇話会もお役所がされていることに府民の目から、われわれ一人ひとりの立場から、こういう点に問題があるのではないか、それについてはこうしたほうが意義があるのではないかということを申しあげて、それを受けて施策のなかへさらに生かせることは生かしていただくということだと思います。聞いておりましても気が重くなるよう

ないいろいろなところへの広がりがございますので、資料を読んでいただいた以外に、今日お聞きいただいただけでもその問題の広がりはおわかりいただけるのではないかと思います。

今ご説明で使われました資料とともに京都府人権教育・啓発推進計画の見開きの部分に問題の現状や、それから先ほどご説明がありました点について、保育所・幼稚園に始まり学校、地域社会、そして家庭、事業所とご説明いただいた概要が集約されていると思います。それに関連するなかで、とくに人権に関係の深い分野の方のための研修、これも先ほどご説明いただいたとおりでございます。この懇話会では何をしたらいいのかということをお話をお話聞いたときに気になったのですが、行政の側は行政としてそれぞれの分野で各単年度でどういうことを実施されて、どういう評価をされてさらに将来につなげていくようにやっておられるのですけれども、私などは大学の教師で自分の仕事がどういう意味をもつかがわかりにくいわけで、他の人に見ていただいて初めてわかるということです。そういう意味で行政自身の評価ではない部分を、府民の目から見た評価を、それはいろいろなところでやるべきなのですが、その代表といいますか一つのチャンネルとしてこういう懇話会があるのではないかと考えています。したがってむしろ行政の目の届かないところ、見えにくいところをどんどん指摘していただければいいと思います。

この会は年に何回になるのかわかりませんが予算の許す範囲でできるだけ懇話会の機会をもっていただいて、その際に説明に対するわれわれ委員からの質問、あるいは意見という形でまずスタートしたいと思います。最初に申しましたように非常に幅広いので全部については無理として、委員の皆さんそれぞれのお仕事、あるいはご経験を通して、ご説明のあった部分でこの点はどうか、あるいはこうしたほうがいいというようなご意見がありましたらお願いしたいと思います。

申し訳ないのですが、日本人というのは人の問題を指摘することを文化のなかで訓練されていないと思いますので、私のほうから座席順にお願いいたします。ご指名の順に今のご報告についてこの点についてもう少し説明してほしいとか、これについて自分はこう思うということをお願いいたします。それに対するお答えを行政のほうからいただいて、一巡したら将来に向けてさらにどういう問題を考えていけるかという順序で進めたいと思いますのでよろしくご協力願いたいと思います。

委員 私はおそらく外国人のほうから見て人権のあり方、本質に関して見たほうがいいと思ひまして、私が説明を聞いて、そして資料を見せていただいたうえで少し感じたことを述べさせていただきます。

外国人にとって京都で生活するということのなかでいちばん重要なものは、安心した暮らしができることをおそらくみんなが目指しているのではないかと思います。その安心ということはさまざまなところから考えられることができると思うのですが、例えばそれは生活の面、あるいは法律的な面、あるいは健康の面とかいろいろあると思います。やはりそういうものを全部統合した形のうえで人権という言葉が使われていると思っています。では具体的に入ってきますと、日本人と外国人との関係をどのように見て、それを外国人がどのように受け入れて、またこの京都で、あるいは日本で生活して、また彼らがどのように安心した暮らしができるのかということを考えるのが、外国人の人権のことを考えるときにいちばん手っ取り早いことではないかと思います。

資料4で説明されたのを聞いていると、そのなかでそれぞれの事業があつて最後には必ず評価があるのですが、その評価が私から見ると曖昧ではないかと思います。もう少し具体的なことを書いていただければ、事業を生かすにしてもいいのではないかと思います。例えば「 することができた」ということで、その「 すること」がどのような結果を生み出したのか、またこの事業内で検討してど

のような問題点があって、そして課題が残されたのかということを書いたほうが、私たちがそれを見て、「こうした場合はこのようにしたほうがいいのではないですか」と逆に提案することができると思います。ですからこれからこういう人権に関する事業を行ったうえで、その評価に対しても課題や問題点を見つけて記録しておくことも大事ではないかと思います。

それからもう一つは資料5の6ページを見ていただくと、「外国人の犯罪は多いのでしょうか」というタイトルがあります。これは本当に差別の気持ちが入っているのではないかと思います。なぜ外国人を見たときに犯罪が頭のなかに浮かんでくるのか。そしてまたこのタイトルは私のほうから見るとマイナス的なイメージで、例えばこれを府民がどのように受け入れるのかということを考えてうえでもそういう言葉の使い方、タイトルのつけ方にも少し気をつけていただきたいと思います。たしかに社会で生活すると日本人の犯罪もあるし、外国人の犯罪もあるのですけれども、私から見ると外国人の犯罪を著しく表現しているところがないわけではないと思うのです。そこで犯罪が起こることは仕方がないことで、なぜこのように外国人犯罪が起きるのか、その原因に対して少し考えていただきたいと思います。

例えば殺人事件やそういう事件が起こったときには、それは本当に経済的な要因から起こった事件なのか。あるいはその背後にいろいろな絡みがあって人権等があって、せざるを得ない状況に巻き込まれてしまったのか。そういういろいろな問題があると思います。そこまできちんと詳しく調べて、それをもっとオープンにしてこういうところから人権の被害があった、こういう問題があったということを書きちゃんと皆さんに説明するような、あるいはそういう情報を公開するようなシステムになったほうがいいと思います。

それから最後ですが、これはつい最近私の周りで起きたことなのです。私の友だちが夫婦で留学生で生活していて、彼らが他のところに引越しをしてマンションを引き払うときに生じた問題なのですけれども、そのマンションの家主さんとトラブルがありました。

30万円の保証金を払ってそのマンションで生活して、引き払うときにはだいたい半分ぐらいはもらえらと思っていました。帰ってきて新しいマンションのほうに手紙がきたのですが、その手紙に30万円の保証金を部屋を新しく取り替えるのに使ったという領収書もなく、手書きですべてが書かれていたのです。あとで調べてみると彼らが使っていない汚い部屋の取り替えに使ったのです。そこで問題になって、たまたま弁護士の知り合いに相談して裁判を起こして解決できたのです。なんとかうまく解決できたケースなのですが、そのときに例えばそういうことがわからない外国人の場合はそのまま取られてしまうのではないかと思ったのです。また私の友だちの場合は他のところに引越しをして裁判を起こすだけの期間、日本にいられたのでそれができたのですが、例えばそれが無理な人の場合には本当に何の保障もなく、そういうこともあり得るといえることがあるので、逆に外国人というケースをうまく利用している人もいます。ですから「外国人の犯罪は多いのでしょうか」だけではなくて、そうせざるを得ない状況等もつくる他の問題もあるということをもう少し考えていただきたいと思います。

とりあえずそういうことで、また考えがありましたら申します。

座長 すでにいくつか疑問を出されているのですが、私を含めて8人おりますのでとりあえずコメントを先にいただいて、偶然ダブるところもあるかと思いますが、問題ごとに後ほどまとめてお答えいただきたいと思います。

委員 この委員にさせていただきましてどのようなこととお話ししたらいいのか不安がありましたけれども申しあげさせていただきます。膨大な資料をいただきまして人権教育に関してかなりいろいろ

なことをなさっていることがわかりました。全部の把握をすることはできませんが、たとえば教員に対して代表の方々にいろいろ研修をされているのですが、それが末梢のほうといえますか、児童・生徒にまで伝わっているのかという評価をどのようにされているのかということが気になりました。児童・生徒がどのような教育を受けているのかということです。先生方への教育があっても、子どもたちがどのように人権問題を自分の身につけていくかということなのです。参加型のいろいろな事業がされていますけれども参加人数は限られております。このような参加型の事業を広く普及していただいで子どもたちが自然と身につけていけたらと思います。

もう一つ、他の委員もいわれましたがこういう事業の状況を見せていただいて、評価のところを読むと「うまくいった」という印象を受けてしまいますので、問題点を挙げて、今度はどのようにしたいのかという課題を挙げていただいたらいいと思います。

座長 教育・啓発の評価というのは大変難しいのですけれども、時間が経たないと答えが出てこないときもありますし、個別の問題で結論が出てもそれはその問題だけのことで、それに普遍性をもった処理ができるかというのは大問題です。医療問題というのは切実な人権問題で、将来に向けて解消されないと大変になる可能性があるのです、ぜひどなたかお医者様に入ってほしいと考えておまして、どうぞ遠慮なく、気づかれたことをこれからもよろしくお願いします。

それでは次に産業界ということでもよろしくお願いします。

委員 京都経営者協会といまして、京都に本社がある企業を中心に約450社が集まっておられて出資されている協会、その事務局を母体に、主に各企業さんのなかでの人材育成の問題や平時労務、あるいは広く雇用問題、人材育成というレベルのことをお互いに勉強されているというところがございますので、出席のなかでは多少そういう経営者団体ということでお呼びいただいたのだらうと思っております。そういうことで普段から私のそういう業務のなかでこういう人権問題に絡むようなところは、やはり企業の採用のところで公正な採用選考に関する啓蒙ということが本質的な問題でございます。一時に比べますと表面的には表の問題は少し影が薄れているということで大きな問題には今はなっていないという認識でしたけれども、いろいろな中途採用などを体験しまして、経営者協会としてもいろいろところでいろいろな形で結果的には関わっていたのかなというのが感想でございます。

それで先に2人の委員の方がお話になったのですが、座長さんのほうからこの報告を聞いてどう思うかということも含めてということがありまして、すでに座長からは府としても答えが出にくいところでしょうけれども、人権そのものに関する問題の領域がそれだけ広いということですので、これだけの対象とこれだけの機会、これだけの場所でいろいろな施策が総括的に打たれているわけです。やはり非常に大事な問題をこれだけ一生懸命にされているということに差し置いて申し訳ないのですが、やはり説明そのものがあまりにも総花的すぎまして、最初から最後まで何がいたくて、どういうところにメリハリを置いてという説明にならなかったもので、聞くほうとしては「そんないいことをたくさんやっておられるのですか」というだけのもので、ひいてはご説明のなかで京都府としてこの問題に関してどれこれもこれも大事というなかでも、現状で府としてこの分野における問題の捉え方とか、それに対して施策の強弱とか、先ほど出てまいりましたようにその結果としてどういう認識をもたれて、行った施策について施行されている側がどのように思っておられるのか。

これは16~17年度ということで17年度計画のご説明はなかったのですが、われわれとしては16年度でこれをやりましたということで、16年度の施策にプラスして17年度というだけではなくて、16年度

で行ったことに対して、総括と書いてありますが、総括があるのかと思いましたがけれどもこれは全体のまとめ、要約だけなのです。そのことに対して推進側が一定の結論なり、課題なりをもって17年度計画に取り組むというようにされるべきではないかと思います。これは本当に根の深い、大変な問題なのでいっているほうも無理なことをいっていると思いつつですけども。やはり姿勢としてはそういうものを聞かせていただけるような形にぜひもっていただきたいと思います。

したがって余分なことですけども、これだけのことをやっておられて私も普段の不勉強をさらすようなものではあると思いますけれども、この予算としてどのぐらいの予算で、経営効率からどの程度を考えてやっておられるのか。あるいは問題が問題だけにそんなレベルの話ではないということで継続的にやっておられるのかということについても若干疑問はあるなという気もいたします。

それからそういうなかで一点、この人権問題は過去から現在に至るまで大変根深い問題でありますけれども、やはり時代背景を映し出している諸問題があると思います。企業という形でとくに人の採用ということで考えますと、残念ながら経済全体の仕組みや企業のあり方そのもの、あるいは社会的公器といわれながら企業の価値そのものが次第に無力化していくといいますが、やはりはっきり申しますと弱肉強食という形で、企業がよくなってみんなもよくなりましょうという力は完全になくなってしまって、全体の価値観として強い、弱いのがはっきりしていくということに残念ながら急速に移っていています。そういうなかで当然企業というもののなかで人権問題も大きく変質しているという認識をしているのです。こういったものが世の中全体に大きく影響してきているということもありますので、むしろ環境というのは非常にもろくなっているという認識のなかで、こういう教育・啓発事業活動をやっていただくということですので、そのあたりの意識もあえて何らかの形で、どのように捉えるかということも盛り込んだ施策にさせていただけたらということも考えております。

大変に大きな問題で、いろいろご質問という形で話している中身の答えを求めていくのも難しいということも承知で、少し感想ということでお話しさせていただきました。

座長 衆議院解散で小泉内閣の手法にいろいろ批判もあると思いますけれども、本来行政というのは金がなくてもいいという前提には賛成できません。やはり何かしら税金を取って、より納得のいくようにどう使っていったらいいのかという、企業の話のすぐあとで失礼ですけども、ある意味で企業以上に慎重にやっていただきたい。ですから人権の教育・啓発にこれだけの人手と、お金はあまり使えないと思いますけれどもそれに対してどういう効果があるのか。先ほどから3人の委員さんとも指摘されているように、よかった・悪かったという概括的な評価ではなくて、具体的にこの点がこうだからよかったとか足りなかったという形を、少なくとも懇話会としてはそういうものをより明確化してほしいということが今までに出ているご意見の共通点ではないかと思います。

副座長 全体的な話からしたいのですけれども、京都府という立場で考えると京都府が直接人権教育や啓発を行える対象者、要するに京都府職員や警察職員とか消防署の人とか、そういう人たちに対するさまざまな啓発活動、教育活動があって、それと別に住民は、京都府は条件整備をしてあとは市町村にお願いする形にどうしてもなっていますね。ですから京都府としてどちらに重点を置くかということで、具体的にはここに書いてある特定の従事者、人権に関する職業従事者ということで掲げていらっしゃる人たちに対してはもう少し評価を具体的にしていきたいと思います。

具体的というのはどういうことかということ、何力所かの評価のところではアンケートについて言及して「こういうことがわかってよかった」というように書いておられます。そういう形で少しずつ、もう

少しきめ細かい評価を書きいただく。それからそれほど難しいことではないと思いますし、予算もそれほどかからないと思いますので、特定職業従事者に対してだけの意識調査のようなものを7～8年に1回一定周期で行うという発想も含めて具体的な評価方法を模索していただきたいと思います。それは知識程度のことで結構です。こういうことを知っているのか、知らないのか。それは職員の人は当然知っておかないといけないことなのだという形で、少し締め付けになりますけれども、そういう発想も含めて具体的に評価ということの方法を模索していただきたいなと思いました。

パッと読ませていただいてずいぶん手抜きだなと思うような部署もあります。「所期の目的が達成できた」というような評価の書き方があってもう少し真面目にやってくれと思うものもありましたので、ぜひとも評価をきめ細かくやっていただきたいなと思っています。

それからもう一つはおっしゃったように16年度の評価が17年度にどうつながるかという話で、いくつか非常に面白いことを提言しているところもあったのです。例えばですけれども、NPOの方たちが城陽に集まったわけですが、今後はそういう集まったNPOの方たちとの連携を深めていきたいということ提言されているのですが、それは今年どうなっているのかということがあります。いきなりすぐにはできないと思いますけれども、いくつか概念めいたものであるかと思いつき程度であっても、当事者の人たちが「こういうことをやったらどうかな」というときに思ったことをできるだけつなぐような、そういう資料をつくっていただければいいなと思いました。それが二点目です。

三点目として、新しい方法を取り入れないといけないということが平成17年のほうにも書いてあるのですが、たしかに新しい手法、ワークショップ形式とか話し合いの学習とか、住民レベルではそういうことをなさっていると思うのです。面白かったのは警察の人に対してかなりワークショップ的な形の学習会をやっているのが目についたのですが、他はわりと講演形式で、どちらかという申し訳ないのですが政策の説明で、行政マンが行政のためにやっているという勉強会のようなものが並んでいる部分もありました。行政についての知識はやらないといけませんけれども、問題はそれをどう使うか。行政マン一人ひとりが窓口対応として住民サービスをするときに、人権意識に基づいて行政サービスをやっているかどうかは大事なことです。そういう知識を踏まえたうえで具体的な日々の業務をどのようにやっていくかというワークショップ形式の学習会も、今後いろいろなところで考えていただきたいと思いました。

話が長くなって申し訳ないのですが、もう一つは座長も属していらっしゃる世界人権問題研究センターなどでされている人権ツアーといいますが、バスを使っているところに行かせてもらってそこで研修をするというのですが、これは質問ですがこの説明にはそれが全然出てこないのです。私も学生に現場を踏ませるといって学習をさせているいろいろな問題があるのですが、私たちは自分のことは真剣に考えるけれどもつき合いがない人の問題について、真剣につき合うこともなかなかできないわけです。けれども何かの出会いがあれば「あの人のことなんだ」と具体的な人物像があって、考えることができるようになります。やはり現地に行って人と出会って学習していくことが大切だと思っています。そういう意味で新しい手法としてのフィールドワークとか、あるいはバス旅行を兼ねているところを巡って学習するというやり方がありますけれども、そういうことについてどういう取扱いになっているのか。世界人権問題研究センターがされているような事柄についてどうなっているのかを後ほど教えていただきたいと思います。

もう一つなのですが、いろいろな社会学関係の催し物についての評価も書いてあって、私も社会学の人間なので「なるほど」と思って読ませてもらったのですが、例えば府立図書館は何をしているのかなと思いました。府立図書館は本の貸出業務をやっているということですが、例えば人権関連のコ

ーナーを設けているとか、ときどきの学習でも結構なのですけれども図書館なりの工夫というのはあるはずだと思います。何もやっていなかったら何もやっていないで問題があると思いますが、そういうこともあとで教えていただきたいと思います。

最後ですが、私も同和問題は研究者としてやっていることですがけれどもそのことについて深く突っ込む気はありません。むしろ京都府さんとかこういう形でおつき合いをするうえで、できれば実現させたいという私の獲得目標があります。その一つは外国人に対する対応の問題で日本語教室の話なのです。施策の計画を見せていただくと京都府下で外国人は2%と書いてあって、とりわけ宇治市などを中心に中国からの帰国者の方が多いわけです。その方たちがいろいろな面で苦勞されていて、その方たちの子どもたちがいろいろな面で苦勞されているという話を聞いているわけです。子どもたちのほうは学校のほうで教育保障をしますけれども、親に対する日本語教育というのは誰が保障してきたのかということがあります。別に中国帰国者だけではなくて、これから仕事で来て、あるいは国の関係で来て地域の住民となっていく。その人たちの日本語教育を充実させる。それに関わる日本人こそが実はいちばん大事な、濃い啓発を受けることになると思います。要するに外国人と接して日本語を教えるということを通して、本当の意味での国際理解ができていくと思いますので、そういう仕掛けをできればこれから考えていただきたいなと思っています。

ここでも外国籍の方に参加してもらっていますが、定住外国人としてずっといらした方たちがもっと発言できるような仕組みをこれからつくっていかれると思いますけれども、教育啓発に関してはそういう政策をせひとも考えていただきたいなと思います。長くなりましたが以上です。

座長 それぞれ個別の問題を何点かおっしゃっているので、私なりのまとめでお答えをまとめることにしたいと思います。

委員 私は子どもとNPOの関係のことで気にしながら膨大な資料を見せていただきました。そのなかで学校教育のなかで教育者のほうへの研修は大いにされているのですが、私たちはチャイルドラインという子ども専用電話を開設していますが、そのなかでは子どもがなかなか自分のことを表現できないとか、自分の意見をいえることが少ないのです。開設して5年ですから周知の問題とかいろいろなことがあります。学校へ子どもたちに「こういうラインがありますよ」とお伝えするなかで、学校サイドでつながっていないという問題がありまして、子どもたちの意見を受け付けるという機会をどう考えているのかなという疑問をいつも感じながら実施しています。そういう観点でいきますと学校の現場で子どもたちの意見をどのように捉えて、その意見をどう生かしていくかということでは一つの人権ともつながることではないかなとも思っています。

それから子どもたちが自分たちの意見を、家庭のなかでどう表現するかということも大きな関わりがあると思っています。子どもが親たちにうまく受け入れられている感じがしなければその意見を表明できませんし、子どものときこそ受け止めてもらえるということが大事だと思っています。それを実感した子どもたちが育っていけば、成長して大人になったときも受け入れていくということが日常についていくことだと思います。いろいろな企画があって実践されているのですけれども、日常にどう定着させるかということが難しい問題でしょうけれども、どうあればいいのかを気にしながら読ませていただきました。

それからNPOの関連ですが、数年前から人権啓発フェスティバルに私たちもお声掛けをいただきまして参加させていただいております。そのなかでいろいろな団体が増えてきたということで、NPOとNPO

の関連で、そのなかでここに参加しているけれども人権のことで、そのことを大事に参加しているということを中心にするのは非常に意味のあることだと思っています。それぞれの活動のなかで人権意識を大事にしながら、それぞれの自分たちの活動をアピールしたりしているのですけれども、参加型というのは参加することで非常に意識が高くなると思っています、この効果は大きいと思っています。それから内容的には、基本的にすべてを網羅しているいろいろな企画、事業をしていくことは本当に大変なことだと、京都府でしかやれないといいますが、すべてのジャンルでやっていくことは非常に大事だと実感しています。

座長 子どもを学校ないし親がもっと受け止めてやらなければいけないという指摘が一つあったと思います。

委員 皆さんがいわれているように膨大な資料で、読んでいるだけでいやになってくるような感じですが、府として、お役所の仕事としてはこれを各課をあげてやらなければならないということできちんとまとめられて、それは事業に基づいてやっておられると思います。いつも思うのですが、一つはこの事業は府民対象でやるとか、あるいはそこから一人ひとりの人権をという、知事がいわれたことに結びついていくのですけれども、事業をやっている人たちが関わることによって何を学んでいるかという、そのところがどうなのかなという気がするのです。専門の対策事業課ができてから長いですし、その間、行政の責任というのは国民的課題とかいわれてきています。それで事業予算もたくさん振り込んで関わった国の人も、地方自治体の人もたくさんいる。その人たちが事業を通じて学んだものももしきちんとあるならば、今これだけの事業をやらなくてもいいのではないかという気がするのです。

つまり事業に学ぶということについて自治体の人たちは今どういう意識であるのか。事業をやることによって一人ひとりが変わる。一人ひとりが変わることによって対象者も触発されて変わっていく。その変わっていくうねりのようなものを大きく作りあげていくということが、これまでにいわれてきたことなのです。

一つだけ例をいいますが、例えば府教育委員会管轄ではないのですが、ある学校の先生が中学3年生の進路指導にあたったときに生徒から相談を受けました。生徒は定時制に行きたいといっているが、学校の校長は全日制へあげてくれといっている。つまり学校の教育事業としては、同和対策事業のなかでその子どもたちが全日制の学校に行くとカウント1になる。けれども定時制へ行けば、全日制へ行くよりはより小さな学力で入れるわけですからカウントが下がる。事業効率からいうと全日制へ進学すると大学への道、就職活動へつながっていくわけですから本人自身にとっても将来的に有利な、将来はプラスだということで行政評価としては高まる。しかし子ども自身に聞くと、全日制に行くよりも定時制に行くほうが性に合っているという子どもの意思をどうカウントするか。これは、行政効率とか予算効率とはなじまないのですが、そのときに相談を受けた先生が自分でどう決めるかという、まさに主体性の問題だと思います。その先生は自分なりに答えを出しておられたわけなのですが、そういう先生が次第に増えてくることによって、結果的に大きな行政効率となって返ってくるのではないかという、そういう思いをした話がありました。

ちょっと比喩的にいいましたが、要は関わることによって変わる、とくに行政の人たちが主体的にどう変わっていけるのか、その意識がどうなのかということを少し聞いてみたいと思いました。

座長 現場主義、それから人権教育・啓発は行政のための中向きではなくて、接する相手方との関

係でどのように評価できるかというご指摘だろうと思います。

委員 私は現在法人の理事長をしておりますが、知的障害関係の施設の京都府内組織の会長をしております。もう一つはこの5月までですが、京都府にも大変ご支援をいただいてまいりました京都授産振興センターという組織の会長を9年間務めさせていただいて、京都府の皆さんにはお世話になってまいりました。そういうご縁もあって障害の分野でお声がかかったのかなと思っております。今それぞれの委員の皆様がかなり具体的に突っ込んだご意見をおっしゃっておられますので、大卒での感想を申しあげたいと思います。

一つはつい2、3日前に『府民だより』が届いておりました。このトップが「障害のある人の自立を応援します」という記事になっておりました。この『府民だより』には、障害関係のさまざまな記事がこれまでも載っておりましたが、これはトップ一面を使い、さらに次のページも障害のある方々の働くことを応援しようというもの、そして3ページ目には人権が尊重される社会づくりに向けてというメッセージが出されているというもので、非常に喜んで拝見した次第です。そのメッセージのなかで、これは人権啓発推進室のどなたかが書かれたのだらうと思いますが、「すべての人の人権が尊重される社会を実現することは、国際社会共通の願いです」というところから始まりまして、「しかし」という段落で「人権の世紀ともいわれる21世紀を迎えた今日においても、世界では最大の人権侵害というべき戦争があいついで勃発し、地域紛争や人種差別等、平和な地域を脅かすことが続出しています」ということが書かれていました。この会の最初に座長がおっしゃっておられましたけれども、平和という問題は非常に重要な問題であり、この文章を拝見して、よくここまで書き込んでいただいたと思ったのですが、平和というのは人類の悲願であるわけです。

障害の関係に携わっておりましていくつか経験するなかで、1997年に京都で障害のある方々への就労支援についての国際会議を開催したことがあります。その会議の際に、アジア・太平洋地域の関係団体を招待して、APWDという略称でしたが、日本の京都でアジア太平洋地域のワークセンターのネットワークを設立しようということで第1回目の会議を開かせていただきました。ちょうど駅ビルが完成した年でグランヴィアも会場になりました。その際にカンボジアの代表の方が、カンボジアでは毎年障害のある人が増えていくとおっしゃいました。そのお話を聞いていくと地雷の問題があったのです。障害の問題というのは平和の問題だということを改めて認識したわけです。現在もイラクをはじめ多くの国や地域で戦争が続いている。その戦争でいちばん犠牲になるのは子どもや女性や障害のある方であり、さらに一般市民が障害を負わされていく。そういう現実を見るにつけ、平和の問題というのは非常に大きな問題ではないかと思っております。

説明していただいたなかで平和教育というのは出てきたのかもしれませんが、それを基本に据えていかなければこれからの時代、これからの国際社会は破滅するのではないかというぐらいの思いを最近抱いているところです。

環境の問題も大きく、さまざまな障害をもたれる方の中で、今非常に難しい障害をもつ子どもたちも多くなっていますが、環境因子が非常に大きいといわれています。アメリカでは障害の原因になっている具体的なものまで発表されています。日本では結果への対症療法のような手立てしかしておりませんが、障害自体をできるだけ事前に減らしていくという手立ても必要だということが二点目です。

もう一点だけ申しあげたいと思いますが、衆議院が解散になり廃案になりましたけれども障害者自立支援法という法律の制定の動きがこの間ありました。国のお金がないということもあって、自己負担金の問題になってきておりまして、いろいろな団体が反対運動をしましてまいりましたけれども、一方で自立

支援法の目指すところには一定の評価もされるかなと思っております。その一つは一般就労の促進ということです。『府民だより』のトップページにもその方向が打ち出されていますが、京都府では精神社会参加室が窓口になって、あるいは府民労働部の各室の皆さんにもお世話になってきておりますが、まだまだ障害のある方の労働施策が国において不十分ななかで、障害があるゆえに働くことができないという方が非常に多くおられます。これからの方向としては、障害のある人との交流とか啓発というレベルを超えて雇用促進の施策などに向けた取組につながるような、いろいろな場面でそういう時代になってきているということを強く呼びかけをしていただきたいと思います。

座長 私のほうでまとめますと、全般的には行政自体としてされる人権教育や事業の評価をできるだけきめ細かく、具体的に特定のやってほしいということだろうと思います。それから、ある意味で仕方ないといえば仕方ないのですが、グローバル化の経済効果で自由競争をすると強い者が勝って弱い者は負けるわけです。そのマイナス面としての二極化というのは全般的に進んでいる。そういうなかでの人権というのはより重要だと思えるのですけれども、これは無理かもしれないけれども、そういうものに対してどういう受け止め方をされているかということをお聞きできればと思います。あとは具体的に外国人に本当にどう対応するかという姿勢の問題です。それから子どもの人権教育の問題。あるいはその一環としての子どもの声を現場の先生方なり、あるいは親の、これは家庭内の問題に入るといえることがあるのですけれども、それについてどうお考えになっているのか。

それから人権教育・啓発事業をされるなかで、やるほうの教職員がどのようにそれを自分の問題として受け止められるのか、それによって自分がどう変わったかという評価もあり得るのではないかと。その点を一度お考えいただきたいということ。それから外国人に対しての日本語教育ですが、これを施策のなかでどのように課題として落としたいのか。最後に非常に大きなテーマで、京都府でできることには限界がありますけれども環境や平和の問題と人権教育というなかで、具体的には障害者自身への自立支援という点での施策。時間が限られておりますけれどもお答えをいただきたいと思っております。

事務局 まず、委員からいただいたご意見に対してこの場でお答えできることはお答えしまして、具体的にお答えできない部分があるかもしれませんが、そういう部分は検討してまた次の機会に考えを述べさせていただきます。まず、評価の関係で何人かの委員さんからご指摘をいただきました。説明のときに申しあげましたけれども、評価のところは決して十分ではないと思っております。いただいたご意見を踏まえまして、そういういただいたお声が反映できるような、次の施策以降についてはそういう評価が少しでも充実できるように考えてまいりたいと思っております。費用対効果もその評価のなかで決して無制限に考えないでいいとは思っておりません。このように第三者評価の仕組みとしての懇話会を設置させていただいたのも、そういったものについて考えてやらなければならないということですので、重要な課題だと思って今後の取組において十分に意識して進めてまいりたいと思っております。

最初におっしゃいました「外国人の犯罪は多いのでしょうか」ということについては、タイトルのつけ方が問題としてあったのかもしれませんが、私どもの趣旨としては「そうではないですよ」ということを啓発するための資料としてつくらせていただいております。施策としては外国人との共生社会実現を考えて進めておりますので、ネーミングの問題としてそのように取られる方もおられるということも含めまして、今後慎重に考えていくべきところは考えてまいりたいと思っております。

それから現場から学ぶという評価の仕組みについては、今後とも検討課題として、どういう形ででき

るかという部分について考えてまいりたいと思います。そのほかについては関係する部局の方からお答えさせていただきます。

事務局 非常に厳しいご意見をいただいたわけですが、例えば学校の子どもたちがどんな学習をしているかということについては、今日ご参加されている方は直接そういう学習を受けておられるわけではないので、なかなかわかりにくいのだらうなと思っております。お手元のほうに資料として冊子をお渡ししていると思いますが、ございますか。これをお開きいただいて例えば6ページをご覧ください。私どもが昨年度、小・中・高校、養護学校、それぞれの学校で人権教育の全体計画でありますとか、人権学習の全体計画でありますとか年間の指導計画、またそれぞれの単元ごとの指導案をまとめたものです。学校の人権教育というのはどのように進めるべきなのかということ为例示したものでございます。6ページは小学校のものです。その真中のあたりに、「人権教育の具体的目標」として四つの目標を掲げております。学力充実と進路保障、豊かな人権感覚を育てる人権学習の充実、人権尊重のための技能、能力の育成、人権尊重を基盤とした環境づくり。こういう目標でその下の項目をいろいろ入れながらやっております。

ご存じのように子どもたちというのは発達段階ですので言葉の理解とかいろいろと、発達に応じて理解していくわけですので、例えば小学校1年生では学年の目標としては、「友だちと仲良くできる児童を育てる」「自分の困っていることをはっきり人に伝えられる児童を育てる」、そのような学年の目標をもって進めていくわけです。めくっていただきますと例えば人権学習の全体計画としては、小学校の部分は10ページです。10ページの人権学習を進めるにあたってどのように進めるかといいますと、命の大切さなどをわかってもらうような普遍的な問題、それから個別の問題といいますが小学校1年生から例えば同和問題を理解するということはまず不可能ですので、そういういろいろな普遍的な視点からいろいろ学習したものを高学年になるにつれて、できるだけ身近な問題から学習していこうという組立てをしています。

そういう具体的な組立てが14ページにありますように人権学習として、1年間の年間指導計画というものをもってあります。ですから1年生で1学期に入ったときに難しい問題から入れませんので、学級のお友だちとしてやっていこうとか、友だちを大切にするための目標を考えさせるとか、こういう形でずっといって、1年生から6年生へと発達段階に応じてそういう目標をもって進めようということを進めているところであります。

例えば28ページ以降は、1年生でどのように進めていくのかという展開事例を入れまして、こういう形で学習を進めていこうというふうに進めているわけです。具体的な授業でないでなかなかピンとくるようなことがないかもしれませんが、このように学校では教えていこうとなっております。北村参事のほうから人権教育の説明がありましたように、人権教育は家庭や地域社会と十分連携して進めようと考えております。その関係で例えば資料でいいますと78ページ以降については、保護者の方の学習もこのように進めていこうということで、子どもたちが学校でいろいろなことを学んで帰っても、家庭でおうちの方が学校で習ったことを否定されるようなことをいわれますと、学校で学習したことが定着しないこととなります。そういう問題もありますので、やはり家庭の保護者の方にも学校で学習していることがどういう内容をしているのかを事前にお知らせいただいて、家庭でもその部分を支援していただこうと各学校でそれぞれ取組を進めています。

具体的にいえばこういうものを使って学習しているということですので、先ほどのご質問にお答えできたかどうかわかりませんが、そのようにご理解いただければと思っております。

それから教員は当然教育を施しているとき、そういうことを通じて子どもたちにいろいろなことを教えていくわけですが、併せて教員自身も子どもたちから学ぶという姿勢も当然大事なことだと思っております。われわれもそういうことを認識したうえで研修をやっているつもりでございます。おっしゃったご意見はもっともなことだと思っておりますので、今後も大事な観点としていきたいと思っております。

それから子どもたちの意見表明の関係はどうだろうというご意見もございました。子どもたちが自分の意見をもって、まず自分が大事だという自尊感情のようなものを育てたうえで人を大事にするという感覚も育っていくと考えておりますので、子どもたちが自分の意見をもって人に発信していくことは非常に大切なことだと思っております。ですから子どもたちがそういう自主的な活動をするのだということでは、小学校でいいますと児童会活動、中学・高校ですと生徒会活動、そういう活動がいろいろありますのでそういう機会も使いながら、やはり学校全体でどのように自分たちがしなければならないのかということを理解させるうえでも大事な活動だろうと思っておりますので、その点についても今後やっていきたいと思っております。

副座長さんから府立図書館はどうか、特別なコーナーはないのかというご意見がありました。私も府立図書館が新しくできあがる時の担当をしておりましたが、府立図書館は府の総合資料館とタイアップして、一つのコンセプトは京都に關係する資料を集中的に集めて、その資料をできるだけ見ていただきたいということで、データベースをつくって検索していただくということです。南北に長い京都府ですのでデータベースを使って検索をして、そこで検索した図書等をできるだけ地元で、例えば北部の方がわざわざ岡崎に行ってみなくてもすむように、久美浜の人が予約したら久美浜の図書館まで配送できるようなシステムでやっていこうということです。遠くまで足を運ばなくても図書が見られるような形でやっていこうというコンセプトでつくっていった図書館です。

おっしゃるように何かの特集のときにそういうコーナーをつくることは、今現在はやっているのかもしれないけれども、それは大切な観点だと思いますが図書館は図書館でそういう独特の分類の仕方でも進めておりますので、とくに変わった分類の仕方としては京都に関する図書だけはピックアップして見られる。それが人権という視点も含めてやっているというのが現状です。ご意見はご意見としてしっかり図書館のほうに伝えていきたいと思っております。

委員さんから非常に貴重なご意見をいただきました。たしかに進路指導に関わって教員が子どもたちに影響を与えるというのはおっしゃるとおりです。そのときに教員が、例えば子どもが定時制を希望しているということがあれば、なぜ定時制を希望しているのかという生徒理解を深めていく必要があるかと思っております。単純に高等学校へ進んだらいい、全日制でないにだめだとか、定時制でないにだめだとか、通信制でないにだめだとか決めていくつもりはございません。やはり子どもたちが将来何をやりたいのか。そういうことがいちばん大事ですし、子どもが安易にそのような希望をもっているのであれば、その子どもの思っていることにできる限り関わって行って、本当に自分の将来に向かって思いがそのとおり達成できるのかどうか。そういう深い関わりが教員には必要だろうと思っておりますのでそういう観点で今後も教員の研修を進めていきたいと思っておりますし、保護者とも十分連携した指導が必要だろうと思っております。そういうご意見にも十分配慮してやっていきたいと思っております。

それから人権に関して子どもたちはどれくらい理解しているのかというのは、子どもたちの態度などに定着している人権の度合いというものを、座長がおっしゃったようにどう評価するかというのは非常に難しい部分であります。例えばペーパーテストで理解しているからこれでいいというものでもありません。われわれがいちばん大切にしている観点は、そういう学習したことが何かの場面で態度として表

れるということが、子どもたちのそういう人権学習を積んでいった成果として出てくるものではないかと思っておりますので、そういう態度に表れるような取組を今後も続けていきたいと思っております。そういう思いで進めたいと思います。以上です。

座長 外国人に対する日本語教育に関して、もし差し支えがないようでしたら出していただきたいと思えます。

事務局 外国人に対する日本語教育の問題でございますが、京都府の場合はニューカマーといわれる新しく日本に入られた人の比率は他府県に比べると低くなっているところですが、先ほど指摘いただいたように中国の帰国者の方を中心に日本語教育の問題は非常に重要な問題だと思っております。中国の帰国者については研修センターという施設が中心的な役割になって今まで続いているところでございます。また京都市南部や宇治市のほうでは多くのNPOの皆さんがボランティアベースで日本語教育をされているとうかがっております。また京都府の国際センター、あるいは京都市国際交流会館のほうでは外郭団体の事業として日本語指導をさせていただいております。また日本語ボランティアを養成するための講座をNPOと一緒に開設しているところでございます。

また委員のほうから外国人の住宅問題に関わるお話も出たと思えますが、これにつきましても生活基盤を築くうえで非常に重要な問題だと思っております。契約書が日本語で書かれたものしかないとか、あるいは外国人の方は入居できない、お断りをするといった問題もございます。また保証人の問題も現にあるわけです。そういった問題を一つずつ解決するというところで、一つは宅建業者の啓発ということで進めておりますのと、また府営住宅につきましては「入居のしおり」の外国語版をつくっております。また保証人の問題につきましては、まだ留学生に限られているわけですが、保証人をつけずに外郭団体が期間募集をするという制度も立ち上げて対応しているところでございます。まだまだ課題が多いのですけれども教育の問題、住宅の問題についても取り組んでまいりたいと思えます。

事務局 公務員の研修のうち、京都府職員の研修を担当しておりますが、研修の評価をどうするかは本当に大きなテーマでしてわれわれも非常に頭を悩ませているわけです。具体的な形でやっておりますのは研修の都度、アンケートを取っております。研修を受講した職員がその研修で何を学んだのか、その研修を通じて学んだことをどう仕事に生かしているのか、またこれからどんな研修を受けたいか。そういったことはつかめるわけですが、問題は先でして、そういった勉強をした職員が現場に帰って具体的にどう仕事のなかで研修で学んだことを生かしているのか、どうなのかということをつかむのがなかなか手法的に難しいということがありまして、つかみ切れないわけです。この点についてわれわれも今研究しておりますが何かいいご意見がありましたら教えていただきたいと思えます。

ただ一つ、数年前に職員のアンケート調査をしたのですが、そのなかで一つだけご紹介しますと私も職務別研修ということで係長になったときの研修、あるいは課長補佐になったときの研修、課長になったときの研修と段階を積んで研修をしておりますが、アンケートによりますと職位が上がるごとに人権問題についての認識が深まる。それからこの問題に対する対応についても真摯な対応を示すということで、その数字を見ますと少なくとも研修によって一定の効果は上がっているということは認識しているわけです。しかし先ほど申しましたように、その研修で勉強したことが具体的に現場でどう生かされているのかはなかなかつかめないのが実態でございます。そういうことで16年度の事業をどのように

総括して、どう生かしていくのかというお話もありましたけれども、私どもは、一つはアンケートで出てきた意見とか要望を踏まえて次の年度ではどういう研修を組んでいったらよりいい研修ができるのかという形では生かしております。

ワークショップ、参加型研修の話もありましたけれども、このアンケートのなかで実際に講義を聞くだけではなくて参加をして自分の意見をいう。そういう研修が非常に有効だという意見がたくさんの方から寄せられておりますので、私どもも最近は単に座学で勉強するだけではなくて、ワークショップ、参加型で議論に参加させる研修を増やしていこうということで、とくに指導者を中心にそのワークショップの手法等を含めて、今研修をしているということです。

それから現場に学ぶというお話もありまして大変大事なことですが、私どもで今やっておりますのは人権大学講座が行っております人権ゆかりの地を訪ねてというところに指導者クラスの職員を派遣して、できるだけ現場で学ぶようにしております。それから研修にもできるだけ実態を通じて勉強してもらおうということで、いろいろな実態について研究されている研究者もたくさんいらっしゃいますので、そういった先生にお願いして実態に基づく研修というものもできるだけ取り入れるようにしているところでございます。繰り返しになりますが、冒頭に申しましたように研修の効果は心のなかの問題にまで入っていきますので、なかなか効果が客観的、具体的につかみにくいということが私どもの悩みでございます。われわれも研究しておりますけれども委員の先生方、何かそのあたりでご助言等がございましたら、ぜひ教えていただきたいと思っております。

座長 今のお答えについて再度詰めたいのですけれども時間的に無理ですし、検討課題として受け止めておくとおっしゃった論点もいくつかありますので、どうしてもこれだけいいたいということが委員の方からあれば出していただき、それがなければ一応第1回目のラウンドはこの程度で、次回以降をどうするかという話題に移らせていただきたいと思っておりますが、これだけはどうしてもいいたいということとはございますか。

委員 日本語教室のことですがそれはかなり重要で、子どもが感じる問題と親が直接日本人と関わって感じる問題と、そしてストレスもいろいろ溜まってくると思っています。そこで健康の問題も、知的障害ではなくて新たな障害として捉えるべきだと思います。そこで国際関係のほうから NGO とか NPO の関係者がそれに関連して日本語教室を開いていますが、私が疑問に思っているのはみんな中国から来られて生活に必死になっていると思います。彼らは経済状況として、子どもの教育の問題とか経済的にお金を使うところがたくさんあります。そこで親が日本語教育を受けるまでの精神的、時間的余裕をもっていかということに疑問を感じているのです。いくらい施設を用意されていても、それを利用している側がきちんと利用して、それでまた生活に基づいてそれを活用しているのかということまでデータを取っておくべきだと思います。

例えば 100 人の中国の親が来た場合、100 人のなかで何人が日本語の教育を受けているのか、実際にそこまでデータを取っているのかということが考えていただきたいことなのです。データの取り方は伊藤副座長さんのいわれた意識調査と同じで、府のほうで意識調査までするのは時間的に難しいのであればそれを大学の先生やいろいろ一緒に協力していく形で、院生などの学生を使って調査もできると思います。そういう方法もあるということ。もう一つは外国人の就職問題とか本当に外国人が安心したうえで生活できるように、府のほうでもいろいろ施策があると思っておりますけれども、どれほど外国人にその情報が伝えられているのかも疑問を感じているのです。私も今日の保証金の問題とか初めて聞いた情報が

あるのですけれども、私は運よくここに来られたのでその情報をつかめました私以外にわからない人がもっと多いのではないかと思います。そういう人たちのために情報の伝え方も一つ考えるべき問題だと思いました。

座長 教育というのは最後は一人ひとり丁寧にやらないといけないのですが、要するに少なくとも府のやろうとされていること、あるいはやっておられることが正確に伝わるように、そういう点は現状でもできることはずいぶんあると思いますのでよろしくご配慮いただきたいと思います。

6 今後の懇話会の運営等について

座長 それでは次回以降どうするかですが、府のほうから何かございますか。

事務局 どういう運営の仕方をしていくかにも関わってくるのですけれども、今日いただいたご意見を整理していく部分がございますので、今日は時間が足りなかった感じがありますが、どういう形で進めていけばいいかについて整理したうえでお返しをさせていただいて、そのうえで年間2回ないし3回、年末か年度末ぐらいで、またこういう懇話会の場でご意見をいただいた分を踏まえて、次年度に向けた京都府の施策をどのように考えているかについても説明させていただく機会を設ける必要があると考えております。

座長 大きな問題はそれでいいのですが具体的に出ているご意見もありますし、そのなかには比較的短期間で反応していただける部分もあると思います。委員の数は8人程度ですから文書でもいいので、先日出たこの件については検討の結果ここまでの回答ができますというような形ででもやっていただくと、われわれも次回までに考えておくべきことが具体化しやすいと思います。最初から言うのも何ですが、第三者評価を受けましたという形だけというのは自分の性格上非常に不満足なので、そういうやり取りが続くような形を考えていただきたいと思います。

事務局 わかりました。

座長 具体的な会合はできれば年度内にでもできればと思います。これはまた各委員にできるだけご出席いただけるような形で日時を設定していただきたいと思います。

事務局 わかりました。

6 その他

座長 何か委員から、この次にお会いするまでに少し時間がかかりそうですので、具体的な問題も出ましたが、運営を含めて「これはいっておきたい」ということがございましたらお願いします。

副座長 今日の会議は議事録としてホームページに載るのですか。どういう形で載るのですか。

事務局 摘録のような形でまとめまして、それをホームページに載せるということを考えております。

副座長 インターネットなので載せれば府民の方が見ます。それに対して府民の方がコメントをつけられる形になるのですか。

座長 ご参考までに私が似たようなことを京都市でやったときは、もちろん十分事前にオープンにして何人が傍聴者が絶えずありました。傍聴者のなかにはその日の感想をメモで提出されて、そのメモをわれわれはコピーを取っていただくという形を取りましたので、できるだけ府のほうも範囲が広いので大変だと思いますが、多少時間がかかっても府民からの反応を、それが行政だけではなくてわれわれ委員にも伝わるように方策を考えていただきたいと思います。

事務局 わかりました。

座長 委員の方々にはご熱心にご討議いただきありがとうございました。

7 閉会

事務局 どうもありがとうございました。本日は各委員の先生方には大変お忙しいなかをご出席いただきまして、また長時間にわたり熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。多くのご意見をいただいたわけでございます。一部はご返事をさせていただきましたが、本日いただきましたご意見につきましては持ち帰りまして各部局の今後の施策にどのように反映できるか検討させていただき、安藤座長からございましたように追ってご報告をさせていただき、次回以降の会議に備えてまいりたいと考えております。今後とも先生方のご指導をいただきながら、京都府の人権教育・啓発施策の推進に努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。本日は長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

座長 それではこれで第1回懇話会を終了いたします。